

# 確定申告の申告期限は3月15日(月)まで

令和2年分の所得税・贈与税の確定申告の申告期限は3月15日(月)です。対象の人は期限内に申告をお済ませください。なお、消費税の確定申告の期限は3月31日(水)です。

## 確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得等がある人で、令和2年1月1日～12月31日までの所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- 給与所得者で、▼給与の収入金額が2000万円を超える人 ▼給与・退職所得以外の所得金額が20万円を超える人

**事業や不動産貸付等を行う人**  
事業や不動産の貸付等を行う全ての人は、「記帳と帳簿書類の保存」が必要です。

**年金受給者で申告が不要な人**  
公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税・復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

確定申告が必要ない人でも、市県民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、市政だより2月1日号でご案内します。

## パソコンやスマホから確定申告(e-Tax)

確定申告書の作成は、収入金額や控除金額を入力することで税額を自動で計算できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です。パソコンやスマートフォンで申告書を作成し、e-Taxで送信するなど、確定申告会場へ行かずに自宅から申告していただけます。



スマートフォンはコチラから!

- ① 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- ② 案内に従って金額などを入力して申告書を作成
- ③ 申告書をe-Taxから送信するか、印刷して郵送

**e-Taxからの電子申告がおすすめです**

「マイナンバーカード」と「スマートフォン」を持っている人は、申告書をe-Taxで送信できます。また、「ID・パスワード方式の届出完了通知書」に記載されたID・パスワードが

あれば、「マイナンバーカード対応のスマートフォン」でなくてもe-Taxで送信できます。操作に関する質問は、「e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570-015901」へ問を。

## 確定申告会場への来場を検討されている人へ

● 原則、確定申告会場でも、自分のスマートフォンか会場のパソコンを操作して申告書を作成します(不明な点は会場の職員に質問ができます)。

● 来場の際は、次の書類をお持ちください。

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード等の本人確認書類 など

● 入場には整理券が必要です。入場整理券は各会場当日配付しますが、無料通信アプリ「LINE」でも事前発行していただけます。

入場の際は、日時を記載した入場整理券か、日時を表示したLINE画面の提示をお願いいたします。指定された入場時間内にご来場ください。

「入場整理券」の取得方法などはコチラから!



所得税・贈与税・消費税の確定申告相談受け付け		
対象地域	確定申告会場	開設期間・受付時間
● 門司区 ● 小倉北区 ● 小倉南区	AIMビル3階 (小倉駅北側)	2月16日～3月15日の毎週月～金曜日 (祝日は除く、2月21日(日)・28日(日)は開場) 9～16時
● 若松区	若松税務署 (若松区本町一丁目)	1月25日～3月15日の毎週月～金曜日 (祝日は除く)9～16時
● 八幡東区 ● 八幡西区 ● 戸畑区	八幡税務署 (八幡東区平野二丁目)	2月1日～3月15日の毎週月～金曜日 (祝日は除く)9～16時

\*消費税の申告相談だけは、3月31日(水)まで各税務署で受け付けます。  
\*2月16日～3月15日は、門司・小倉税務署での申告相談は行っていません。  
\*2月21日(日)・28日(日)は、AIMビル3階で全ての区の申告相談を受け付けます。

- 来場の際はマスク着用の上、できる限り最少人数でお越しください。
- 入場の際、37.5度以上の発熱が認められる人は、入場をお断りさせていただきます。
- 確定申告会場の混雑緩和のため、状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。

## 確定申告とあわせてマイナンバーカードの申請を

マイナンバーカード申請の出張窓口を確定申告会場内に設けます。窓口では申請に必要な「顔写真の無料撮影」と「申請書の記入支援」を行います。2月21日(日)10～15時、AIMビル3階(小倉駅北側)で、対マイナンバーカードを初めて申請する人、マイナンバーの「通知カード」と「個人番号カード」交付申請書をお持ちの人はご持参ください。

■ **マイナンバーカードの受け取りについて**  
通常、マイナンバーカードの交付は、お住まいの区役所市民課に

おいて対面での受け取りとなります。

ただし、▼本市に住民登録があり、▼運転免許証などの「写真付きの公的証明書」と、健康保険証などの「氏名と住所」か「氏名と生年月日」が記載されたものの計2点を持参された場合は、郵送による自宅での受け取りが可能です(区役所への来庁が不要)。

区役所の混雑緩和のため、ご協力をお願いします。

詳しくはコチラから!



市民文化スポーツ局戸籍住民課 ☎582-2107

確定申告などについての問い合わせ	
門司税務署	☎321-5831(代表)
小倉税務署	☎583-1331(代表)
若松税務署	☎761-2536(代表)
八幡税務署	☎671-6531(代表)

\*1月14日～3月15日は、「確定申告テレホンセンター」を開設していますので、確定申告に関するご相談は、音声案内【0】を選択してください。

市県民税の申告については、市政だより2月1日号に掲載します。